

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する 政令案の概要（国内希少野生動植物種の指定等）

1. 改正の背景

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）であつて政令で定めるものを国内希少野生動植物種として定め（法第4条第3項）、その捕獲等、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種の指定対象種は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、国内希少野生動植物の指定を進めてきたところである。

今般、上述の実態調査等により、*Eucorydia donanensis*（ウスオビルリゴキブリ）等の6種について、個体数、分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、その保存を図る必要があることが明らかとなったことから、新たに国内希少野生動植物種として追加する必要がある。

また、法においては、希少野生動植物種（国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種をいう。以下同じ。）に指定された種の個体のみならず、政令で定める卵及び種子についても捕獲等、譲渡し等の規制を行うこととしており（法第6条第2項第4号）、当該政令で定める卵及び種子は、卵及び種子自体が採取又は譲渡しの対象となる可能性が高く、これによって種の存続に影響があると認められるものを指定することとしているところ（施行令第2条）、今般国内希少野生動植物種として追加する6種のうち1種についてはその卵も規制の対象とすべきであることから、施行令において追加する必要がある。

2. 改正の概要

施行令第2条第2号及び第3号、別表第1の表2を改正し、国内希少野生動植物種として6種を追加し、捕獲等の規制を適用する卵として1種の卵を追加することとする（今回追加する種の一覧は別紙1参照）。

(別紙 1)

表 今回追加する国内希少野生動植物種一覧 (別表第 1 の表 2 の関係)

綱名	目	種名	卵・種子の指定
昆虫綱	ごきぶり目	むかしごきぶり科	
		<i>Eucorydia donanensis</i> (ウスオビルリゴキブリ)	
		<i>Eucorydia miyakoensis</i> (ベニエリルリゴキブリ)	●
唇脚綱	おおむかで目	おおむかで科	
		<i>Scolopendra alcyona</i> (リュウジンオオムカデ)	
植物界		まめ科	
		<i>Sophora franchetiana</i> (ツクシムレスズメ)	
		らん科	
		<i>Disperis neilgherrensis</i> (ジョウロウラン)	
		ゆきのした科	
<i>Deutzia hatusimae</i> (コミノヒメウツギ)			